

令和7年国勢調査 事後調査の実施について (案)

令和6年11月
総務省統計局

令和7年国勢調査 事後調査の概要(案)

1. 調査の目的

- 令和7年国勢調査の調査方法及び調査対象の把握状況を検証し、結果利活用上の留意点の把握や今後の国勢調査の企画設計等に資することを目的として実施（統計法に基づく一般統計調査として実施）

2. 調査の内容

- 調査の時期：令和7年11月20日（木）午前零時現在
- 調査の対象：調査の期日において、調査の地域内に常住する者
(外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く)
- 調査の地域：全国の約730調査区（令和7年国勢調査調査区の「一般調査区」の中から抽出）
- 報告者数：約39,000世帯（約85,000人）
- 調査の方法：民間事業者が調査書類（調査票、インターネット回答用のログイン情報等）を世帯ごとに郵送し、世帯が郵送又はオンラインにより回答する方法による

3. 調査事項

- ア 世帯員に係る事項：①氏名 ②男女の別 ③出生の年月 ④世帯主との続柄 ⑤配偶の関係 ⑥国籍
⑦令和7年10月1日現在の常住地 ⑧令和7年10月1日現在の住民登録の状況
⑨国勢調査を受けた場所 ⑩国勢調査を受けた場所に滞在していた理由
⑪常住地又は国勢調査を受けた場所以外の住居
- イ 世帯に係る事項：①世帯の種類 ②住宅の建て方
- ウ 国勢調査を受けたが、事後調査時にいない人に係る事項：①氏名 ②男女の別 ③出生の年月

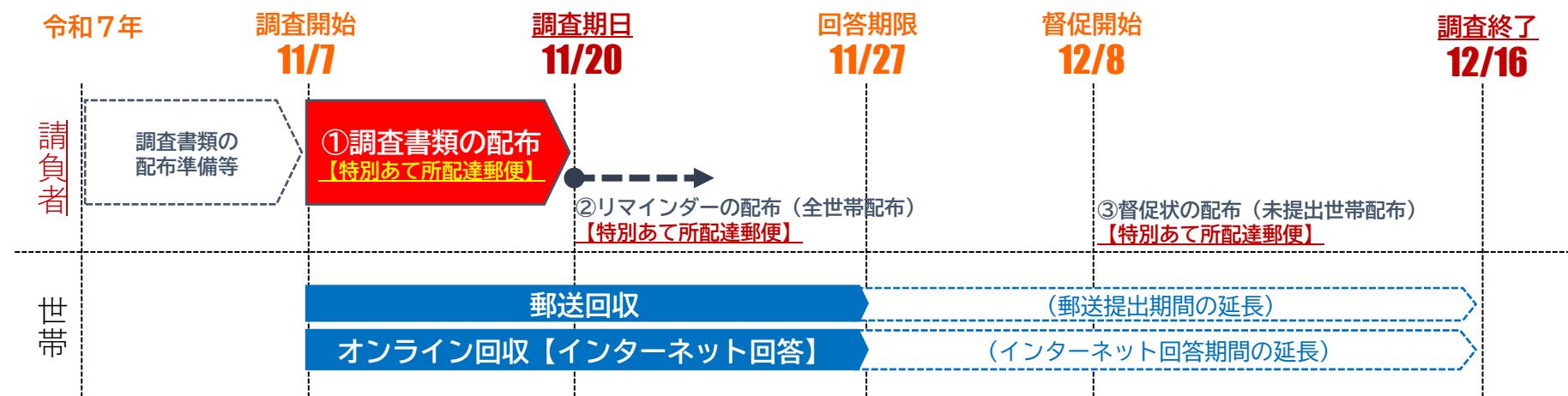
4. 結果の公表

- 世帯員の属性別の調査実施状況等を把握し、検証結果を公表

主な調査内容・スケジュール(案)

- ① 総務省が用意する住所マスター※に基づき、請負者が郵送用リストを作成し、特別あて所配達郵便により調査書類を調査対象世帯に配布
- ② 調査期日前後でリマインダーを全世帯に郵送（特別あて所配達郵便）
- ③ 回答期限後、未回答世帯には郵送による督促を実施（特別あて所配達郵便）

※住所マスター：住宅地図企業が保有する住宅地図情報と令和7年国勢調査の調査区情報を紐付けることにより総務省が作成する最新時点の住所情報のリスト



【今後の予定】※請負業者との調整などにより、今後、変更があり得る。

令和7年5月：請負業者の決定

令和7年9月まで：郵送用リストの作成

令和7年11月～12月：調査実施・督促

令和8年1月まで：回答の受付・整理・集計

令和8年3月まで：データの納品

【参考1】

住所マスターの収録項目(案)

【住所マスター】

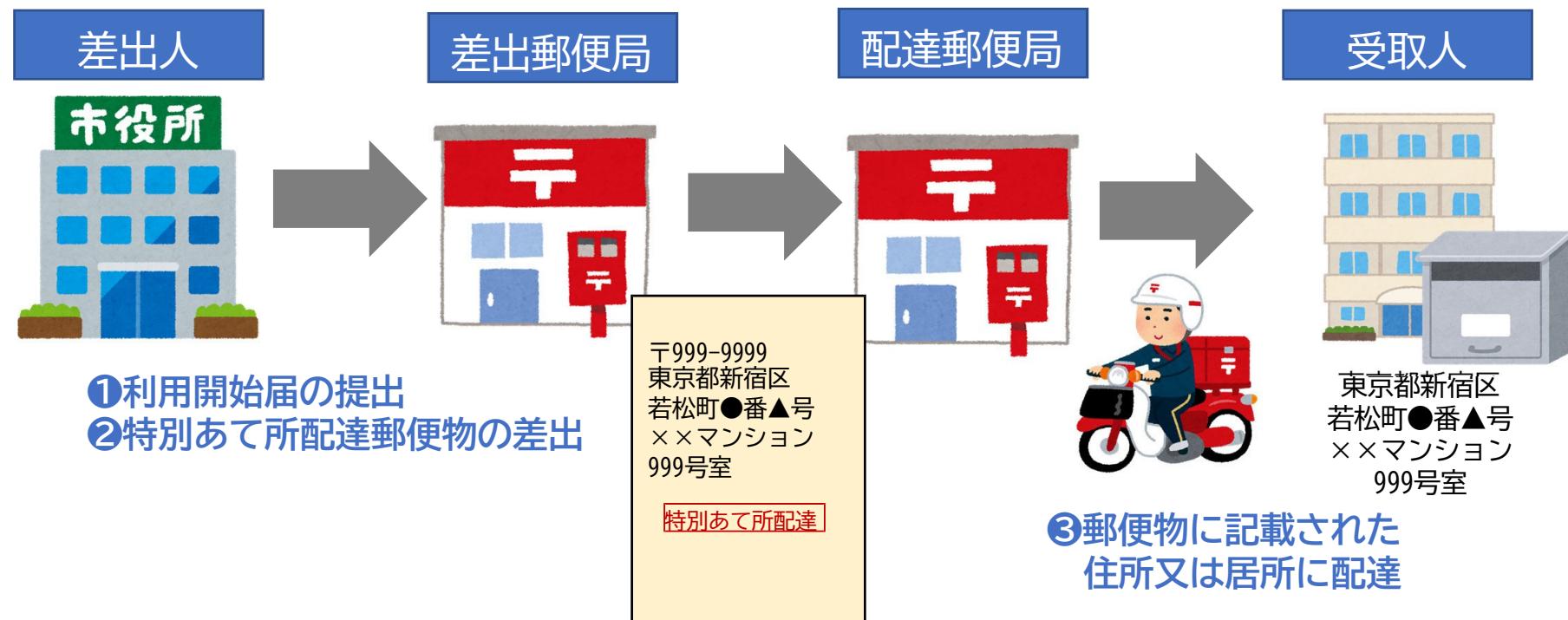
市区町村 コード	調査区 番号	郵便番号	市区町村名	大字名	街区	地番・戸番	建物名	部屋番号	作成 年月日

- 調査区内における全ての住居のリスト化（入居の有無にかかわらずリスト化）
- データ整備の時期が異なるため、参考情報としてデータの作成年月日を記載

【参考2】

特別あて所配達郵便の概要

- 郵便物には通常、受取人の氏名と住所又は居所を記載する必要があるところ、受取人の住所又は居所が記載され、かつ、受取人の氏名が記載されていない郵便物をその住所又は居所に届ける日本郵便のサービス
- 差出郵便局（地域区分局）に予め申請した上で、通常の郵便料金に手数料（150円/通）を付加することで利用可能



【参考3】 調査書類配布時の書類・用品(イメージ)

【①調査書類の配布】

【注】画像は令和7年国勢調査第3次試験調査のもの

①調査書類郵送封筒



特定あて所配達郵便の表示、
宛名印字【定形郵便：長3封筒】



②調査のお願い



③インターネット回答依頼書



④郵送提出用封筒



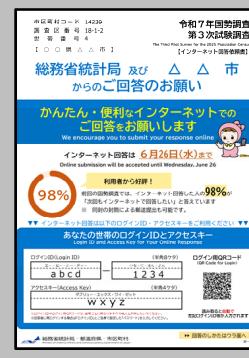
⑤調査票

『調査のお願い』に『調査書類収納封筒』記載の内容を盛り込むとともに、
重量超過のため郵送できない『調査票の記入のしかた』への案内 (QRコード) も掲載

(参考) 調査員調査



①調査書類収納封筒



②インターネット回答依頼書



③調査票の記入のしかた



④郵送提出用封筒



⑤調査票

【参考3】 調査書類配布時の書類・用品(イメージ)(続き)

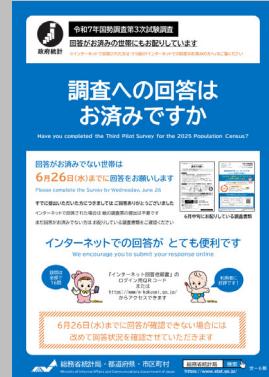
【②リマインダーの配布】

①調査書類郵送封筒



※調査書類配布時の
様式と同じ。

【注】画像は令和7年国勢調査第3次試験調査のもの



②調査への回答はお済みですか

【③督促状の配布】

①調査書類郵送封筒



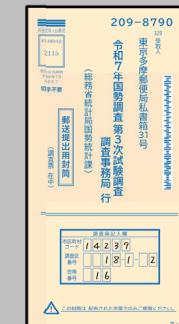
※調査書類配布時の
様式と同じ。



②調査票の提出のお願い (記入のしかたQR版)



③調査票



④郵送提出用 封筒